

高等学校入学者選抜Web出願システム構築業務委託に係る
企画提案審査会設置要綱

(趣旨)

第1条 この運営要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号）第13条の規定に基づき、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会Web出願システム構築業務委託に係る企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 審査委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 本業務委託に係る企画提案の審査
- (2) 本業務委託に係る契約締結候補者の選定
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 審査会は、委員5名をもって組織する。

(庶務)

第4条 審査委員会の庶務は、教育委員会総務課教育企画室において処理する。

附 則

この運営要綱は、令和8年7月27日から施行し、本業務委託契約の締結日をもって廃止する。